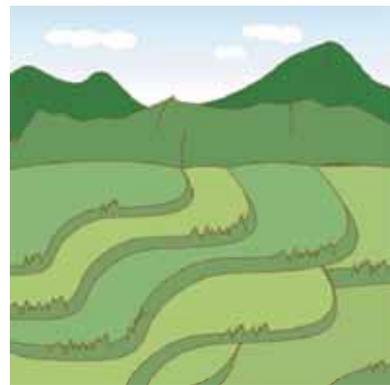


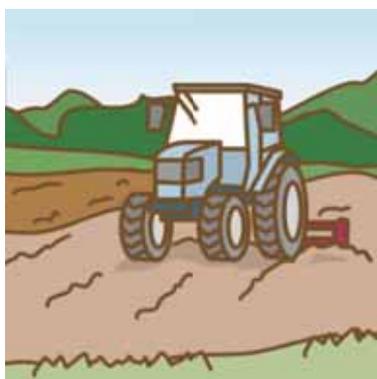
～農業者の皆様へ～

**中山間地域等にお住まいの  
生産者を支援します。**



# 中山間地域等直接支払制度

**第3期対策のあらまし**  
(平成22年度～平成26年度)



平成22年5月

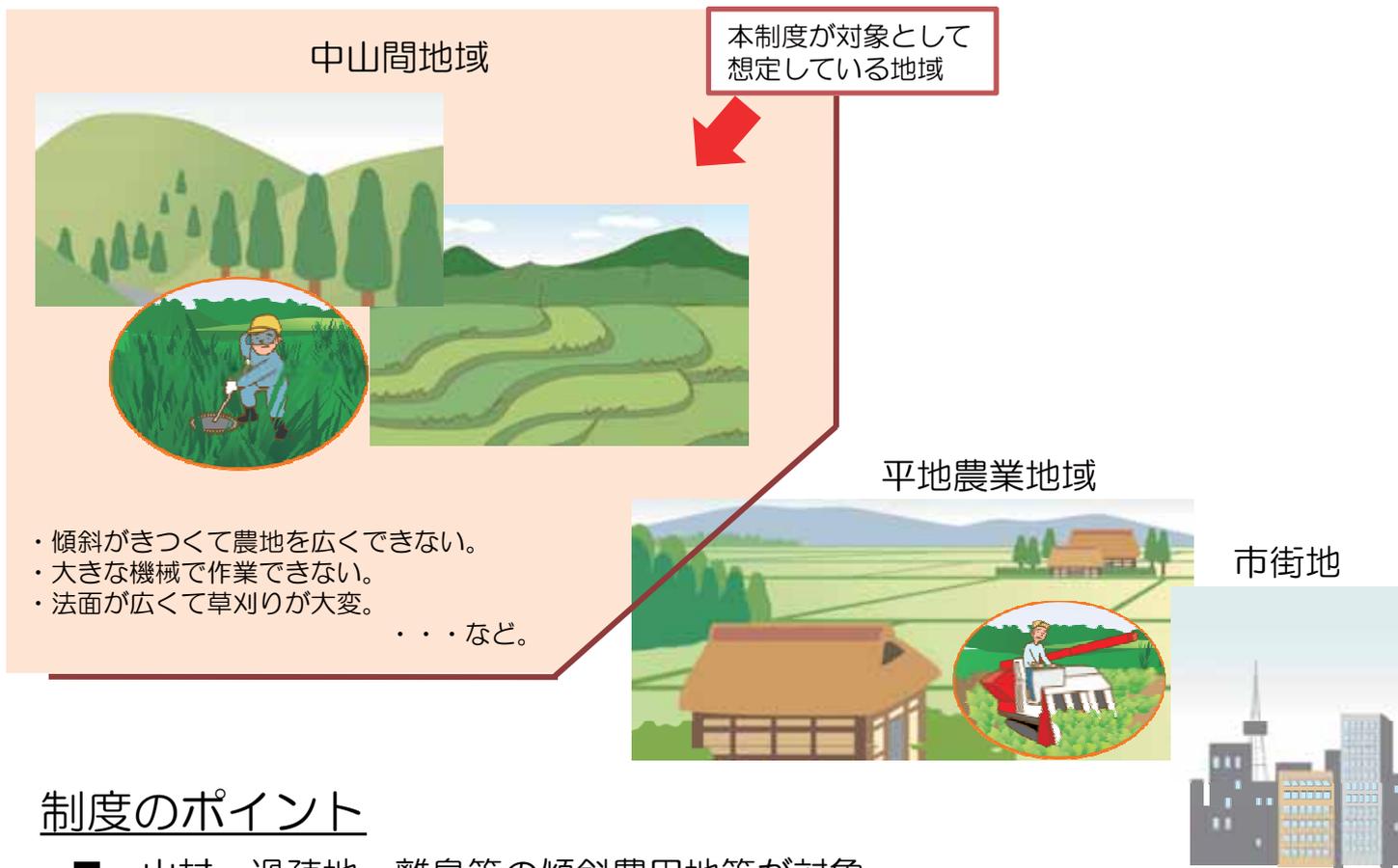
**農林水産省**

## 目 次

○ 中山間地域等直接支払制度とは？	・・・ 1
○ 制度の概要	
1. 対象地域、対象農用地は？	・・・ 2
2. 協定とは？	・・・ 3
3. 活動内容と交付単価は？	・・・ 4
○ 第2期対策からの見直しのポイント	
・ポイント1：集団サポート型（C要件）の新設	・・・ 6
・ポイント2：集落の活動体制の整備要件の見直し	・・・ 7
・ポイント3：小規模・高齢化集落支援加算の新設	・・・ 7
・ポイント4：団地要件の緩和	・・・ 8
○ 手続の流れ	・・・ 9

# 中山間地域等直接支払制度とは？

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。



## 制度のポイント

- 山村、過疎地、離島等の傾斜農用地等が対象。  
→詳しくは、2ページ「1. 対象地域、対象農用地は？」を参照
- 「協定」を締結し、5年以上農業生産活動を続ける農業者へ交付。
- 交付金の用途は特に制限はありません。  
(ただし、概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるようお願いします。)

### Q.中山間地域の役割って何？

平野の外縁から山間に至る中山間地域は、我が国の国土面積の約7割、経営耕地面積の約4割を占める重要な農業生産地域です。

また、流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村は、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしを守る役割を果たしています。

# 制度の概要

交付金の対象となるには、地域や実施する活動などについて一定の基準を満たすことが必要です。

## 1. 対象地域、対象農用地は？

### 対象地域

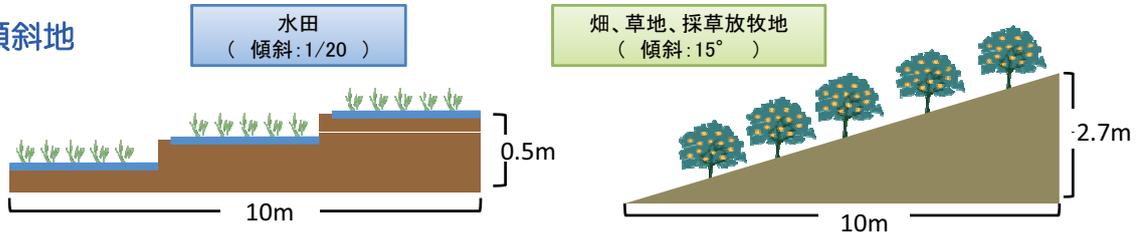
- ・「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の指定地域
- ・地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域

### 対象農用地

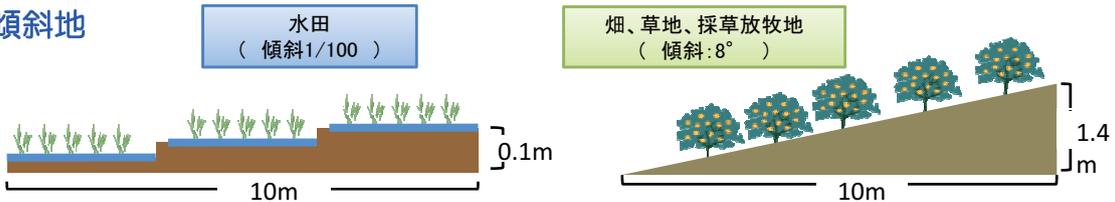
「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1 ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上。

### 傾斜基準等

#### ①急傾斜地



#### ②緩傾斜地



#### ③小区画・不整形な田

#### ④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

#### ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

対象農用地の中から、「1 ha以上の一団の農用地」を構成。

- ※1 ha以上の一団の農用地とは・・・
- ・ 1 ha以上の団地
  - ・ 集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上 【今回の見直しで追加】 → 8ページ

お住まいの地域の指定状況については、最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。



## 2. 協定とは？

- 交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を  
取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続す  
る必要があります。

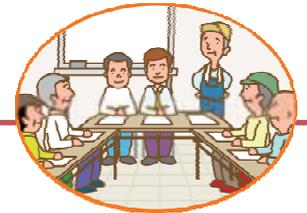
### 交付対象者

協定に基づき5年間以上継続して行う農業者等\*

※「農業者等」とは、農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織などを指します。

### 交付対象となる行為

協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等



### <集落協定で取り決める内容>

#### ア. 協定の対象となる農用地の範囲

イ. 構成員の役割分担 : 農用地の管理者及び受託の方法、水路・農道の管理活動の内容と作業  
分担、経理担当者、代表者等

#### ウ. 集落マスタープラン

- ・ 集落の10~15年後を見据えた将来像
- ・ 将来像を実現するための5年間の活動計画

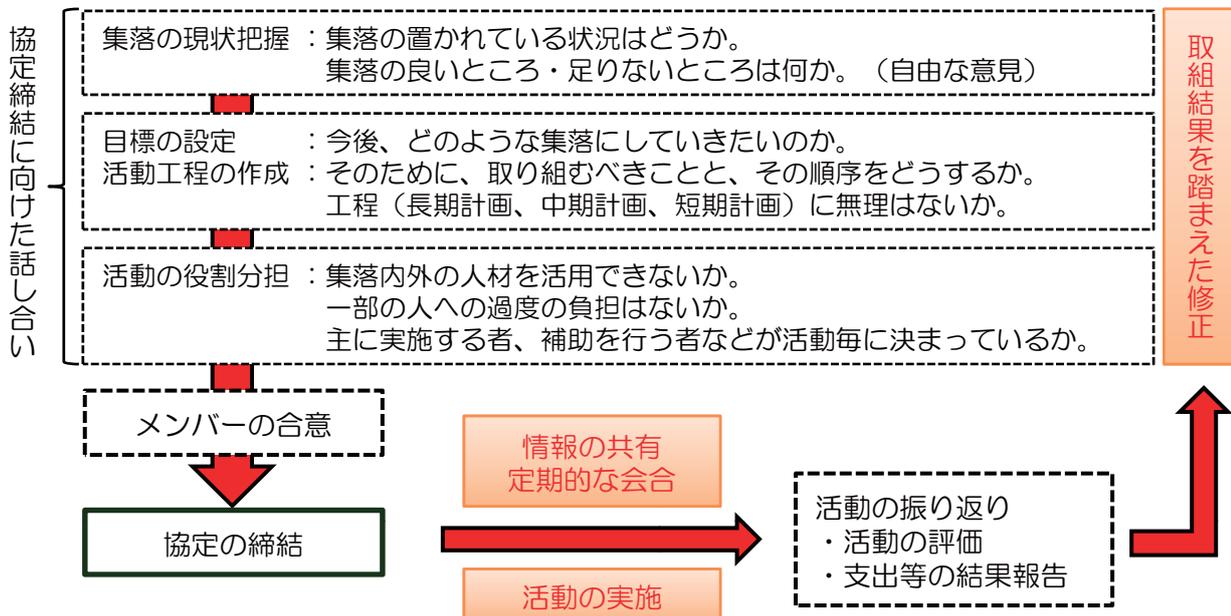
#### Q. どうして作らないといけないの？

現在行われている農業を続けていくことはもちろん重要で  
すが、同時に、将来にわたって続けられるような体制を考え、  
それを計画的に少しずつ実現していただきたいからです。

#### エ. 協定で取り組む活動内容（交付金の交付要件となる活動の選択）

#### オ. その他、交付金の使用方法など

### 集落協定の策定と活動の流れ（イメージ）



### 3. 活動内容と交付単価は？

#### ① 集落協定で必ず実施しなければならない事項（必須）

##### ■ 集落マスタープランの作成

##### ■ 農業生産活動等

- ・ 耕作放棄の発生防止活動
- ・ 水路・農道等の管理活動  
(泥上げ、草刈りなど適切な施設の管理・補修)

##### ■ 多面的機能を増進する活動（次のうち1つ以上を選択）

- ・ 国土保全機能を高める取組
- ・ 保健休養機能を高める取組
- ・ 自然生態系の保全に資する取組



#### ② 通常単価を受けるためのより前向きな取組

##### ■ 農用地等保全マップの作成及び実践

##### ■ 以下のA～Cの要件から1つ以上を選択

##### ○ A要件（次のうち2つ以上を選択）

- ・ 協定農用地の拡大 **【今回の見直しで追加】 → 7ページ**
- ・ 機械・農作業の共同化
- ・ 高付加価値型農業の実践
- ・ 地場産農産物等の加工・販売
- ・ 農業生産条件の強化 **【今回の見直しで追加】 → 7ページ**
- ・ 新規就農者の確保
- ・ 認定農業者の育成
- ・ 多様な担い手の確保 **【今回の見直しで追加】 → 7ページ**
- ・ 担い手への農地集積
- ・ 担い手への農作業の委託

##### ○ B要件（次のうち1つ以上を選択）

- ・ 集落を基礎とした営農組織の育成
- ・ 担い手集積化

##### ○ C要件

- ・ 集团的かつ持続可能な体制整備 **【今回の見直しで追加】 → 6ページ**



○ 地目や傾斜区分に応じて、下表の**通常単価**が交付されます。

(交付単価は10aあたり)

地目	区分	交付単価 (円)
田	急傾斜 (傾斜度1/20以上)	21,000
	緩傾斜 (傾斜度1/100以上)	8,000
畑	急傾斜 (傾斜度15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (傾斜度8° 以上)	3,500
草地	急傾斜 (傾斜度15° 以上)	10,500
	緩傾斜 (傾斜度8° 以上)	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜 (傾斜度15° 以上)	1,000
	緩傾斜 (傾斜度8° 以上)	300

※①のみの取組の場合、交付単価は**基礎単価**  
(通常単価の8割の額)となります。

今は農地の維持で精一杯だけど、  
これからみんなで話し合って通常単  
価をもらえるように頑張ろう！



注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合、緩傾斜の単価と同額となります。

※ 下記のような取組を実施した場合、交付金の上乗せ加算が受けられます。

○10a当たり加算額

① 規模拡大加算 担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上継続して耕作した場合の加算。	田 : 1,500円 畑 : 500円 草地 : 500円
② 土地利用調整加算 担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定。要件を満たす集落協定全体の農用地に加算。	田 : 500円 畑 : 500円
③ 小規模・高齢化集落支援加算 小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り込んだ場合の加算。 【今回の見直しで追加】→7ページ	田 : 4,500円 畑 : 1,800円
④-1 法人設立加算：特定農業法人 新たに特定農業法人を設立した場合の加算。 1法人10万円/年を上限に協定に対し交付。	田 : 1,000円 畑 : 750円 草地 : 750円 採草放牧地 : 750円
④-2 法人設立加算：農業生産法人 新たに協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立した場合の加算。 1法人6万円/年を上限に協定に対し交付。	田 : 600円 畑 : 500円 草地 : 500円 採草放牧地 : 500円

注1) 規模拡大加算と土地利用調整加算を重複して受給することはできません。

注2) 同一農用地を対象として特定農業法人に係る加算と農業生産法人に係る加算を重複して受給することはできません。

注3) 耕作放棄地復旧加算は廃止されました。

よくある質問

Q.交付金の使途に制限はあるの？

A. 交付金の使途は特に制限はありません。しかし、個人で使用するよりも、集落全体での取組に使用した方が将来的にはより効果的な場合が多いため、集落内で話し合いを行い、なるべく半分程度は集落での共同取組活動のために使用いただくようお願いします。

なお、共同取組活動のために使用する場合は、農業を続けていくために必要な経費に充てていただき、使い道を集落協定に明記しましょう。

Q.集落の高齢化が進んでいるけど、参加しても大丈夫？

A. 集落協定の締結に当たっては、新たに追加したC要件（集团的サポート型）を活用するなどしてご高齢の農業者も参加いただけるように積極的に働きかけて下さい。仮に体が不自由になったり、病気、死亡などにより耕作できなくなった場合には、さかのぼっての交付金の返還は、原則として免除されます。

Q.活動していく上での留意点って何？

A. 集落協定は参加者全員の取り決めです。特定の人だけに負担が集中したり、内容を知らない参加者がいるようなことが無いようにしましょう。

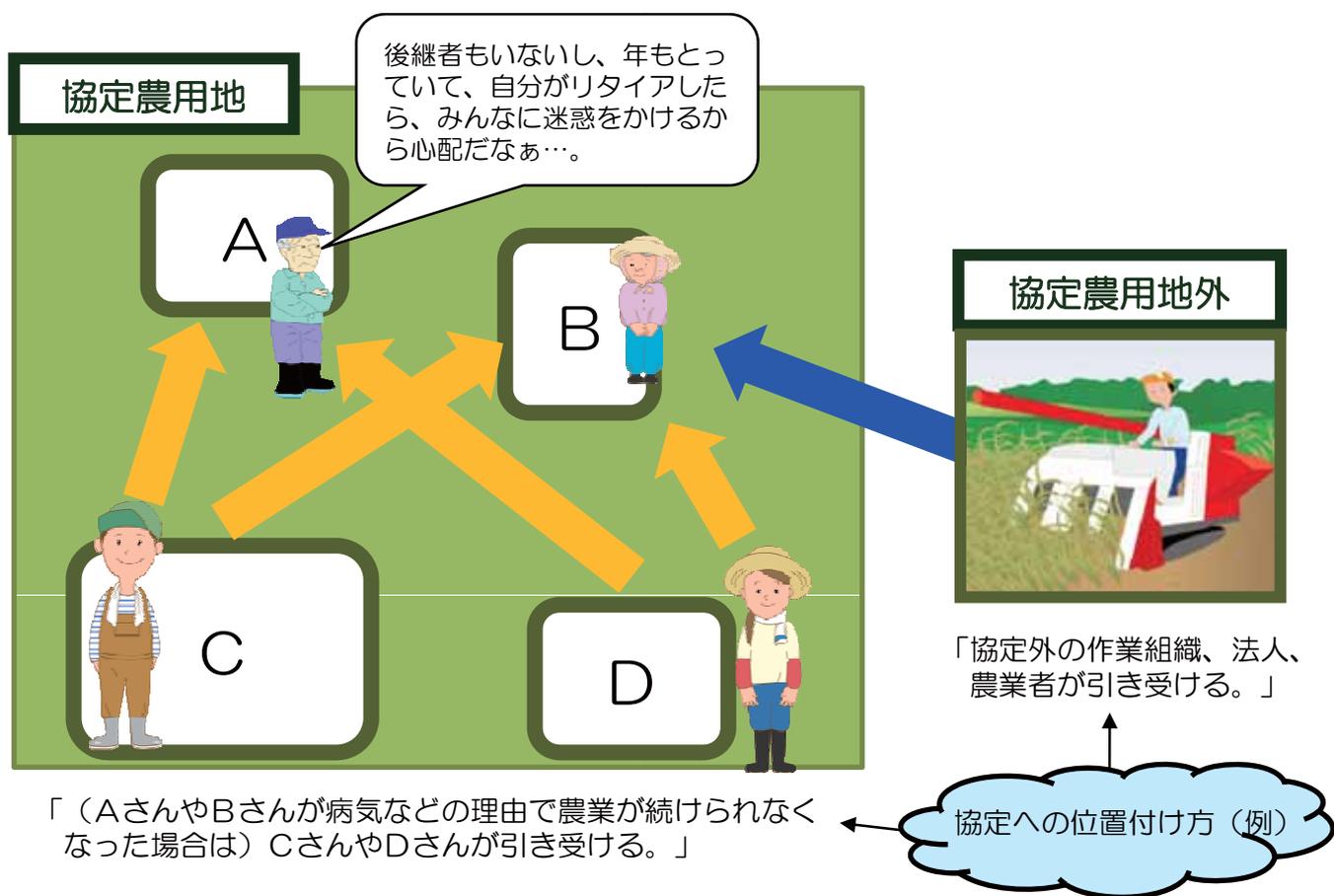
そのためにも、以下のことに留意して活動に取り組むよう心がけて下さい。

- ① 毎年、集落内の話し合いの場を設けましょう。
- ② 活動計画や交付金の使途は、毎年話し合った上で決定し、その結果については協定参加者全員に知らせ、情報を共有しましょう。
- ③ 話し合った内容や決定事項は、議事録などの形に残しておくこと情報の共有に役立ちます。
- ④ 活動記録（活動日誌、写真、参加者、支出内訳）、領収書、金銭出納簿、協定書などは、5年間保管して下さい。

## 第2期対策（平成17年度～平成21年度）からの 見直しのポイント

### ＜見直しのポイント①＞ C要件：集団的かつ持続可能な体制整備（集団的サポート型）の新設

農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで、C要件の達成とみなし、従来では基礎単価のみの交付対象だった活動内容でも通常単価を受けることが可能となります。



- 1 (CさんやDさんを含む) 協定農用地全体に対して引き受け方法が取り決められることが必要です。
- 2 取り決め内容を途中で変更することは可能です。
- 3 1筆の農地において、複数の人がそれぞれの作業毎に引き受けるという取り決めでも構いません。
- 4 集落協定参加者間のみで取り決めを行う場合には、作業が軽減できる営農方法についても取り決めるよう努めてください。

高齢者も安心して農業に取り組める体制づくりを後押し



## <見直しのポイント②>

### 農業生産の継続に向けた集落の活動体制の整備（体制整備）要件の見直し

今までの要件に加えて、次の①～③を選択できるようになりました。

#### ①協定農用地の拡大

- ◆これまで本制度を実施してきた集落
  - これまで協定に含まれていなかった対象農用地を新たに取り込み、協定農用地を拡大すること。
- ◆今回から初めて協定を結ぶ集落
  - 平成26年度までに復旧予定の耕作放棄地又は小規模・高齢化集落の対象農用地を協定に取り込むこと。

#### ②農業生産条件の強化

自己施工※（協定参加者の共同作業による、ほ場整備、農道・水路の整備等であって、市町村長が認めるもの）により、農業の生産条件が向上した農用地面積が、協定農用地面積の5%又は0.5ha以上のうちいずれか多い方の増加となること。  
 （※自己施工には、補助を受けての直営施工や自らが発注元となる委託の形態も含まれます。）

#### ③多様な担い手の確保

棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施面積、NPO法人、企業その他市町村長が認める者※の耕作面積の合計が、協定農用地面積の5%又は0.5ha以上のうちいずれか多い方で実施されること。（※他の要件との重複を防ぐため、認定農業者等は含まれません。）

<その他>

- ①A要件内の全項目から自由に2項目を選べるようになりました。
- ②多面的機能の発揮にかかる3項目は廃止されました。  
 （廃止→「保健休養機能を活かした都市住民等との交流」「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」）



## <見直しのポイント③>

### 小規模・高齢化集落支援加算の新設

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合、交付金の加算措置が受けられます。





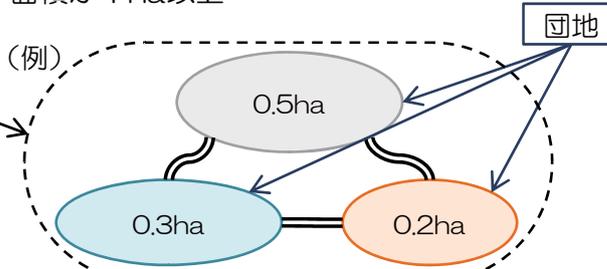
## <見直しのポイント④> 団地要件の緩和

本制度の対象農用地は、第2期対策と同様、

**「1ha以上の一団の農用地」**であることが条件ですが・・・、

**「一団の農用地」の定義を変更し、1ha未満の小さな団地や飛び地をより取り込みやすくしました。**

【参考：一団の農用地の定義】

これまで	今回の見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地面積（畦畔、法面を含む）が1ha以上の団地</li> <li>営農上の一体性を有する複数の団地の合計が1ha以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（変更なし）</li> <li>集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上</li> </ul>
	<p>（例）</p>  <p>共同取組活動が行われるなら、それぞれの団地の面積を足して1haあればOK！</p> <p><b>Q.共同取組活動って何をすればいいの？</b></p> <p>それぞれの団地での草刈りや、共通する道路や水路の清掃など、農業を続けていく上で共同で行うべき活動を集落の皆さんで話し合って決めて下さい。</p>

### 取組事例

#### ○高齢化等の課題に集落ぐるみで対応（A県B市）

この集落では、農業者の高齢化に伴う経営規模の縮小や営農意欲の減退、農地の遊休化などにより集落の活力低下が課題となっていました。

そこで、集落の営農形態の再構築を目指して、既存の営農組合が中心となって協定を締結し、以下の取組を積極的に進めています。

- ① 労力軽減に向けた新たな大型共同機械（防除機）の導入
- ② 地域農業のリーダーとなる担い手（認定農業者）の育成
- ③ 作業受託を通じた高齢農家などの支援

こうした取組の結果、労力軽減や所得向上により生産意欲が向上し、次世代へ引き継げる営農形態の実現に向けて期待が持てるようになりました。

※参考（平成21年度時点）

- ・協定面積：39ha（田：30ha、畑：9ha）
- ・主な作付：水稻、黒大豆、牧草等
- ・協定参加者：農業者67名、非農業者6名



【集落での話し合い】



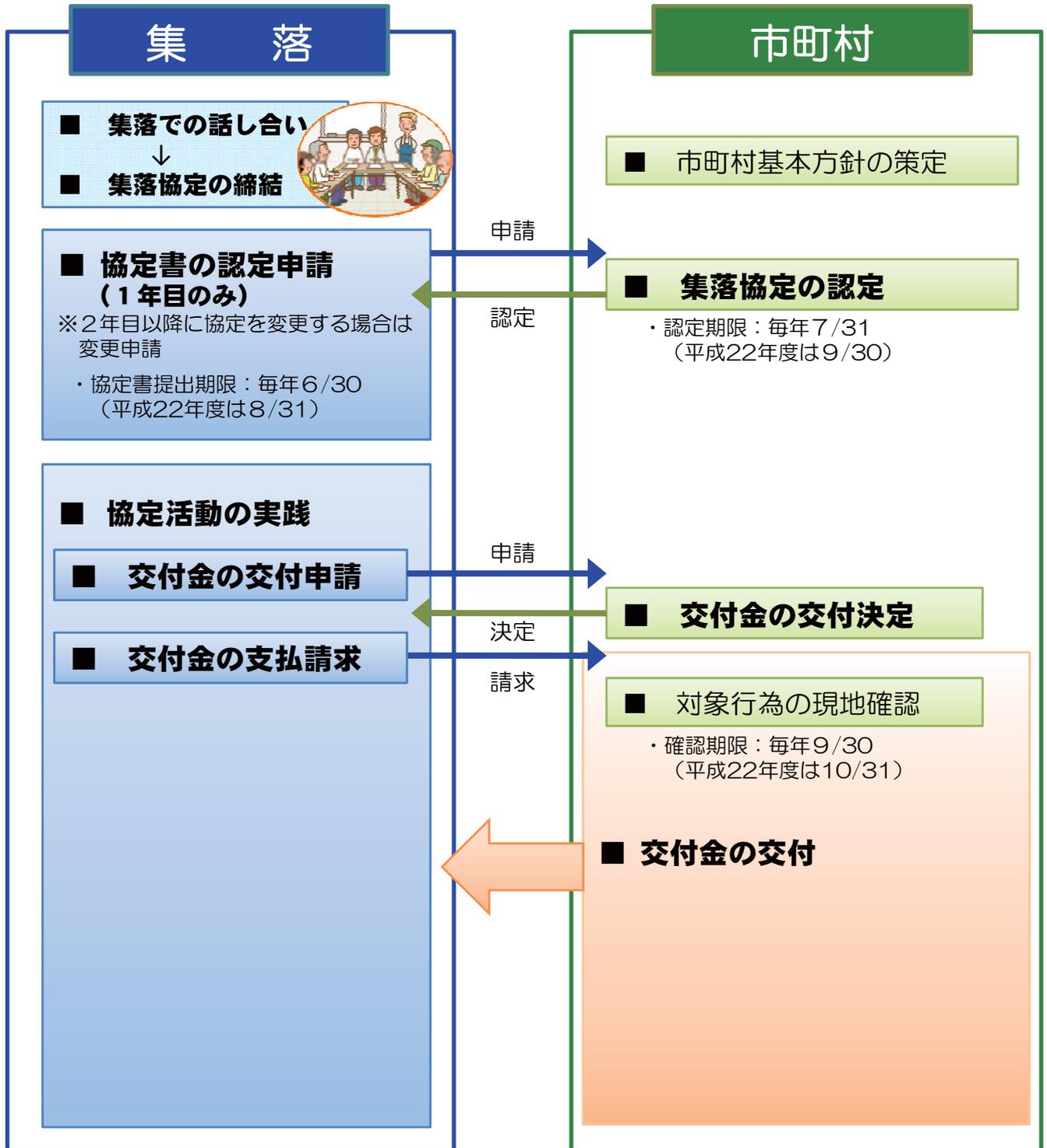
【共同機械による防除作業】

※全国の取組事例につきましては、農林水産省ホームページ

（[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html)）をご覧ください。

# 手続の流れ

交付金を受けるまでの手続の流れは以下のとおりです。



申請書類の様式や記載方法については、  
最寄りの市町村へお気軽にお問い合わせください。



